

## 特別養護老人ホーム青松園 重要事項説明書

(指定介護老人福祉施設)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定介護老人福祉施設について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

### 1 介護老人福祉施設サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 青松園
代表者氏名	理事長 杉本 郁夫
所在地 (連絡先及び電話番号等)	三重県津市高洲町 15 番 43 号 TEL: 059-228-2661 FAX: 059-223-0431
法人設立年月日	昭和34年6月2日

### 2 入所者に対するサービス提供を実施する施設について

#### (1) 施設の所在地等

施設名称	特別養護老人ホーム青松園
介護保険指定 事業所番号	三重県 第 2470500451 号
施設所在地	三重県津市高洲町 15 番 43 号
連絡先	電話番号 : 059-228-2661 FAX 番号 : 059-223-0431

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	施設の適正な運営管理を図り、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切なサービスを提供する。
運営の方針	施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

#### (3) 施設概要

建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階建
敷地面積 (延べ床面積)	5042.63㎡ (3322.98㎡)
開設年月日	昭和61年4月1日
入所定員	50名

<主な設備等>

居室数	2人部屋(16.43㎡) 9室、4人部屋(32.90㎡) 9室
食堂	1室
医務室	1室
浴室	1室(一般浴・特殊機械浴槽)
機能訓練室	1室
併設事業所	<p>青松園ショートステイ事業所 第2470500444号 (介護予防) 短期入所生活介護</p> <p>養護老人ホーム青松園 第2470502200号 (介護予防) 特定施設入居者生活介護</p> <p>青松園ホームヘルパー事業所 第2470500287号 訪問介護 第24A0501726号 第1号訪問事業 (津市介護予防訪問型サービス・津市生活支援訪問サービス)</p> <p>青松園デイサービスセンター 第2490500689号 地域密着型通所介護 第24A0500058号 第1号通所事業 (津市介護予防通所型サービス)</p>

(4) サービス提供時間、利用定員

利用定員内訳	50名
--------	-----

(5) 職員体制

管理者	施設長 富田 裕樹
-----	-----------

職	職務内容	人員数
施設長 (管理者)	<p>1 従業者及び業務の実施状況、把握その他の業務の管理を一元的に行います。</p> <p>2 従業者に、法令等において規定されている遵守すべき事項において指揮命令を行います。</p>	常勤1名 生活相談員兼務
医師	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。	非常勤1名
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。	常勤1名 介護職員兼務
生活相談員	入所者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。	常勤1名 施設長兼務
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務を行います。	常勤2名以上 うち1名機能訓練指導員兼務 非常勤1名以上
機能訓練指導員	入所者の状況に適した機能訓練、手芸、貼り絵など生活リハビリを取り入れ心理的機能、身体機能の低下を防止するよう努めます。	常勤1名 看護職員兼務

介護職員	入所者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	常勤 15 名以上 うち 1 名介護支援 専門員兼務
管理栄養士 (栄養士)	食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導等を行います。	常勤 1 名以上
その他職員	事務等、その他業務を行います。	常勤 1 名以上

### 3 提供するサービスの内容及び料金について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
施設サービス計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画を作成します。</li> <li>2 作成した施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。</li> <li>3 施設サービス計画を作成した際には、入所者に交付します。</li> <li>4 計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。</li> </ol>
食 事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。</li> <li>2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。</li> </ol>
入 浴	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入浴又は清拭を週 2 回以上行います。 入所者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振り替えにて対応します。</li> <li>2 寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。</li> </ol>
排せつ	排せつの自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助を行います。
機能訓練	入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。

その他自立への支援	1 寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。 2 清潔で快適な生活が送れ、適切な整容が行われるよう援助を行います。
-----------	--

- (2) 提供するサービスの利用料・本人負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の料金について  
 別紙「サービスの利用料金について」のとおり

4 利用料本人負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の料金にかかる請求及び支払い方法について

(1) 利用料本人負担額（介護保険を適用する場合）、その他の料金の請求方法等	ア 利用料本人負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の料金の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて原則として利用月の翌月 15 日までに入所者（家族）あてにお届け（郵送）します。
(2) 利用料本人負担額（介護保険を適用する場合）、その他の料金の支払い方法等	ア 利用月の翌月に、次のいずれかの方法によりお支払いください。 (ア) 事業者指定口座への振り込み 利用月の翌月 20 日までに下記口座に振り込みをお願いします。 三十三銀行 津中央支店 普通口座 2834736 社会福祉法人青松園 特別養護老人ホーム 施設長 富田 裕樹 (イ) 入所者指定口座からの自動振替 利用月の翌月 16 日（当該日が金融機関の非営業日にあたるときは、原則としてその直後の金融機関営業日）に自動振替させていただきます。 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。

※ 利用料本人負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の料金の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 カ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 施設の退所について

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていませんが、以下の事由があった場合には、当施設との契約は終了し、入所者に退所していただくこととなります。

なお、退所に際しては、入所者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保険医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

- ① 要介護認定により入所者の心身の状況が自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 入所者から退所の申し出があった場合
- ⑥ 当施設から退所の申し出を行った場合
- ⑦ 当施設を利用中に、医療機関への入院の必要が生じ、3カ月以内の退院が見込まれない場合

※ (1) 入所者からの退所の申し出

契約の有効期間であっても、入所者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前まで解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約し、当施設を退所することができます。

- 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- 当施設の運営規程の変更に同意できない場合
- 入所者が入院された場合
- 当施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- 当施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- 当施設もしくはサービス従事者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において当施設が適切な対応をとらない場合

※ (2) 当施設からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所いただく場合があります。

- 契約締結時に入所者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 入所者によるサービス利用料金の支払いが2カ月以上遅延し、相当期間を定めた「催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 入所者が、故意又は重大な過失により当施設又はサービス従事者もしくは他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 入所者が連続して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 入所者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療院に入院した場合

※ (3) 当施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応

- 検査入院等、7日間以内の短期入院の場合  
7日間以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。ただし入院期間中は、外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。
- 7日間以上3カ月以内の入院の場合  
7日以上入院された場合には、即時解約するものではなく容態等を勘案し契約の

の解除を検討する段階になります。

ただし、契約を解除した場合で、3カ月以内に退院された場合には、再び当施設に優先的に入所できるよう努めます。また、当施設が満室の場合でも、短期入所生活介護(ショートステイ)を優先的に利用できるよう努めます。

○ 3カ月以内の退院が見込まれない場合

3カ月以内の退院が見込まれない際は解約となります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

## 6 身元引受人について

- (1) 当施設では、契約締結にあたり、入所者が契約期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合、または死亡した場合に備えて、入所者の家族等を身元引受人として設定をお願いしています。ただし、入所者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- (2) 身元引受人は、入所者の施設に対する利用料などの経済的な債務について、入所者と連帯してその履行の責任を負います。
- (3) 前項の連帯保証債務により、身元引受人が負う債務は極度額50万円とします。
- (4) 身元引受人は、上記のほか、次に定める責任を負います。
  - イ) 入所者が死亡した場合、その他利用契約が終了した場合に、速やかにご遺体を引き取り、当施設に残された入所者の所持品(残置物)などの処理
  - ロ) 入所者が医療機関に入院する場合の手続きとその費用負担
- (5) 身元引受人から請求があったときは、施設は、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入所者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- (6) その他協力依頼事項
  - イ) 入所者にかかわる用件についての連絡対応  
ご都合により施設からの電話に対応できない場合は、必ず後ほど折り返しの連絡をお願いします。
  - ロ) 入所者の受診時及び入退院時の対応への協力

## 7 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の

予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施します。

- ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対応等に関する手順に沿った対応を行います。

## 8 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 9 施設の診療所について

特別養護老人ホーム青松園診療所において、法人嘱託医が次のとおり勤務し、入所者の健康管理を行います。

診療日時 毎週火曜日及び土曜日 それぞれ午後3時間

（ただし、都合により日時が変更される場合があります。）

## 10 緊急時等における対応方法について

施設において、サービス提供を行っている際に入所者の病状の急変が生じた場合は、速やかに主治の医師及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。

入所中、医療を必要とする場合は、入所者及びその家族の希望により、施設の診療所以外に下記の協力医療機関において、診察・入院・治療等を受けることができます。ただし、下記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

※ 緊急時には、夜間等時間を問わず身元引受人（もしくはあらかじめ家族等緊急連絡先として施設に報告いただいている方）へ連絡しますので必ず応答していただきますようお願いいたします。

<b>【家族等緊急連絡先】</b>	氏名
	続柄（            ）
	住所 〒
	電話番号
	携帯番号（不通時間帯            ）
	勤務先

【協力医療機関】 (医療機関名)	医療機関名 津生協病院 所在地 津市寿町 16-24 電話番号 059-225-2848 受付時間 8:30~11:30 13:30~16:00 診療科 内科、外科他
【協力医療機関】 (医療機関名)	医療機関名 遠山病院 所在地 津市南新町 17-22 電話番号 059-227-6171 受付時間 8:30~12:00 診療科 内科、外科、消化器科他
【協力医療機関】 (医療機関名)	医療機関名 武内病院 所在地 津市一色町 215-1 電話番号 0570-002323 受付時間 9:00~12:00 14:00~17:00 診療科 内科、外科、泌尿器科他
【協力歯科医療機関】 (歯科医療機関名)	歯科医療機関名 はやし歯科医院 所在地 津市片田新町 37-6 電話番号 059-237-0454

#### 11 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)~(3)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (6) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (7) 施設は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	損保保険ジャパン株式会社
	保険名	社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」
	補償の概要	施設業務の補償、施設入所者の補償
自動車保険	保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
	保険名	グッドライフ
	補償の概要	対人・対物 無制限、車両保険

## 12 非常災害対策

- (1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者） 富田 裕樹

- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。  
避難訓練の実施：（毎年2回）
- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

## 13 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

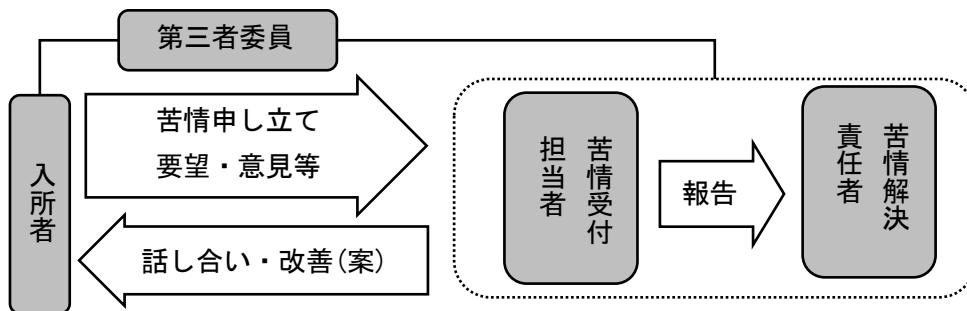
- ア 苦情対応マニュアルを定めて提供したサービスに係る入所者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

また、「ご意見箱」を法人事務局前に設置しておりますので、お気軽にご意見等をお聞かせ願います。

- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制は以下のとおりです。

#### 【苦情解決の仕組みと流れ】



### (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】（苦情受付担当者） 介護支援専門員 武田 伸也	所在地 三重県津市高洲町 15 番 43 号 電話番号 059-228-2661
【事業者の窓口】（苦情解決責任者） 施設長 富田 裕樹	所在地 三重県津市高洲町 15 番 43 号 電話番号 059-228-2661
【事業者の窓口】（第三者委員）	社会福祉法人青松園 監事 渥美 秀人 社会福祉法人青松園 評議員 山本 和寿
津市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地 津市西丸之内 23-1 電話番号 059-229-3149 ファックス番号 059-229-3334 メールアドレス 229-3149@city.tsu.lg.jp 受付時間 8:45～16:00

<p>三重県国民健康保険団体連合会 保険介護福祉課</p>	<p>所在地 津市桜橋2丁目96番地 電話番号 059-222-4165 ファックス番号 059-222-4166 メールアドレス hokenkaigo@kokuhoren-mie.or.jp 受付時間 9:00～17:00</p>
<p>三重県福祉サービス運営適正化委員会</p>	<p>所在地 津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館内 電話番号 059-224-8111 ファックス番号 059-213-1222 メールアドレス ansin@miewel.or.jp 受付時間 9:00～17:00</p>

14 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>(1) 入所者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としします。</p>
<p>(2) 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いませぬ。また、入所者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入所者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、入所者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入所者の負担となります。）</p>

## 15 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	介護主任 高橋 友広
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業員が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 16 身体的拘束等について

事業者は、原則として入所者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、契約終了の日から2年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

## 17 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等について

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するよう努めます。

## 18 サービス提供の記録について

- (1) 介護老人福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録は契約終了の日から2年間保存します。
- (2) 入所者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写物の請求を行う場合は、有料です。）

(3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

19 サービスの第三者評価の実施状況について

当施設で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	平成17年3月3日
【第三者評価機関名】	三重県社会福祉協議会
【評価結果の開示状況】	三重県長寿介護課ホームページに掲載

令和 年 月 日（入所日：令和 年 月 日）

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をいたしました。

事業者 社会福祉法人 青松園  
事業所 特別養護老人ホーム青松園

説明者氏名（職種） \_\_\_\_\_ 印（ \_\_\_\_\_ ）

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの利用及び各事項全てについて同意するとともに本書面を受領しました。

**【入所者】**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

（署名代行について該当する場合のみ記載）

**【署名代行者】**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印（続柄： \_\_\_\_\_）

（代行理由： \_\_\_\_\_）

**【身元引受人】**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印（続柄： \_\_\_\_\_）

（委任状の受任者・後見人）

**【代理人】**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印（続柄： \_\_\_\_\_）